

萩市長 あて

## 通話録音装置貸出申請書

ふりがな				性別	男・女
氏名					
住所	〒				
連絡先	【固定電話番号】		【携帯など】		
生年月日	年	月	日	年齢	歳
世帯区分	高齢者のみ世帯（ 単身・夫婦・親子 ） ・ その他（ ）				
貸出期間	平成 年 月 日から 1年間				

1. 申請後、市で審査の上、設置が適切と判断した方に機器を貸し出します。審査段階で、申請者へ電話で聞き取りをする場合があります。
2. 機器の貸出期間は、機器の引き渡しをした日から1年間となります。
3. 機器設置を希望される場合は、消費生活センター職員が訪問し設置します。

### 【 同 意 書 】

萩市通話録音装置設置事業実施要綱第3条の規定により、通話録音装置の貸出を申請します。申請にあたっては、裏面の通話録音装置利用に伴う誓約事項に同意します。

署名 \_\_\_\_\_ 印

※担当課処理欄

受付	審査結果	不可の理由
	可 ・ 不可	
装置の設置日	年 月 日から	年 月 日

### 通話録音装置利用に伴う誓約事項

1. 通話録音装置（以下「装置」という。）は、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害を防止するために使用し、その他の目的には使用しません。
2. 装置は、私自身の責任において大切に使用します。
3. 装置を第三者へ転貸しません。
4. 装置に不具合や誤作動等が生じた場合は、直ちに萩市へ連絡します。
5. 貸出申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに萩市へ届け出ます。
6. 万一、破損（経年劣化による場合を除く。）・紛失した場合には、市が提示する実費（修理又は再購入価格相当分）を負担します。
7. 使用期間が満了したとき、及び長期入院等の理由により装置を使用しなくなったときは、速やかに装置を返却します。